

大学共同利用機関法人自然科学研究機構大学院教育連係協力会議規程

平成25年1月17日

自機規程第88号

(設置)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における大学院教育及び国立大学法人総合研究大学院大学（以下「総研大」という。）との連係協力を図るため、機構に置く大学院教育連係協力会議（以下「会議」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- 一 総研大との連係協力に関する事。
- 二 連携大学院に関する事。
- 三 特別共同利用研究員に関する事。
- 四 リサーチアシスタント等に関する事。
- 五 大学院教育における単位互換制度に関する事。
- 六 その他大学院教育に関する事。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者で組織する。

- 一 機構長
- 二 大学院教育担当理事又は副機構長
- 三 機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長
- 四 総研大物理科学研究科長及び生命科学研究科長
- 五 総研大物理科学研究科及び生命科学研究科に置く別表に掲げる機関が担当する専攻の長
- 六 その他機構長が必要と認める者

2 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(議長等)

第4条 会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。
- 4 副議長は、議長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年1月17日から施行する。なお、大学院教育に関する検討会設置要領(平成19年9月19日機構長決定)は、平成25年1月17日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第3条第1項第五号関係)

機 関 名	総研大に置く研究科名	機関が担当する専攻名
国立天文台	物理科学	天文科学
核融合科学研究所	物理科学	核融合科学
基礎生物学研究所	生命科学	基礎生物学
生理学研究所	生命科学	生理科学
分子科学研究所	物理科学	構造分子科学
		機能分子科学